

船舶インシデント調査報告書

平成24年8月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成23年6月10日 22時00分ごろ
発生場所	沖縄県国頭村 ^{くにがみ} 辺戸岬 ^{へど} 東方沖 辺戸岬灯台から真方位107° 125海里付近 （概位 北緯26° 14.9′ 東経130° 28.5′）
インシデント調査の経過	平成23年7月1日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{みつ} 光丸、4.9トン ON3-09793（漁船登録番号）、個人所有 11.60m (Lr) × 2.71m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成5年3月12日
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 平成22年5月9日をもって失効していた。
死傷者等	なし
損傷	なし
インシデントの経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、辺戸岬東方沖をそでいか漁のために航行中、平成23年6月10日22時00分ごろ主機が停止した。 操縦者は、バッテリー切れで停止したと思い込み、以後、主機の始動を試みず、10日分の食料を消費した後、本船の雑用水等を飲むだけで何も食わずに漂流していた。 所属漁業協同組合担当者は、操縦者が親族に告げていた本船の帰港予定日を過ぎても連絡がないので、海上保安部に捜索願いを出し、海上保安部が捜索を行ったが ^{むろと} 発見できなかった。 本船は、高知県室戸市室戸岬の南南西約70kmを漂流中、付近を航行していた外国船に発見され、同船からの海上保安庁への通報により、海上保安庁の航空機が捜索を行い、漂流を開始して20日後の同月30日13時12分ごろ本船と確認された。 操縦者は、巡視船により救助され、本船は、高知県高知市高知港に ^{えい} 航された。
気象・海象	気象：（主機停止時）天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本インシデント後に機関修理業者による調査の結果、主機に損傷はなく、主機燃料油こし器（以下「こし器」という。）がスラッジ等で閉塞していることが確認された。</p> <p>操縦者は、平成9年11月に平成5年に進水した本船を購入し、流し延縄漁に従事していた。</p> <p>操縦者は、平成19年に発病し、本船はGPS、無線電話などを装備していたが、これらの機器の操作法を忘れていた。</p> <p>本船は、高知港に入港後の調査の結果、2,000ℓ入りの燃料油タンクに約1,300ℓの燃料油が入っていた。</p> <p>本船は、平成23年6月初めごろ主機のオーバーホールを行い、こし器の掃除を行っていた。</p> <p>操縦者は、定期的なこし器の掃除を行っていなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、辺戸岬東方沖を航行中、こし器がスラッジ等により閉塞したことから、主機への燃料油の供給が途絶して主機が停止し、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>こし器の掃除は、定期的に行われていなかったことから、こし器の中にスラッジ等が堆積して閉塞した可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、主機が停止した際、バッテリー切れで主機が停止したと思込み、主機の始動を試みなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、辺戸岬東方沖を航行中、こし器がスラッジ等により閉塞したため、主機への燃料油の供給が途絶して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長が発病により航海に支障がある場合には、親族は出航を止めることが望ましい。 ・ 定期的にかし器の掃除を行うこと。 	